| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 変動報酬 | 対象役員及び対象従業員等の数 | | |
| 10 | | 変動報酬の総額（11＋13＋15） | | |
| 11 | | うち、現金報酬額 | | |
| 12 | | 11のうち、繰延額 | | |
| 13 | | うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額 | | |
| 14 | | 13のうち、繰延額 | | |
| 15 | | うち、その他報酬額 | | |
| 16 | | 15のうち、繰延額 | | |
| 17 | 退職慰労金 | 対象役員及び対象従業員等の数 | | |
| 18 | | 退職慰労金の総額 | | |
| 19 | | うち、繰延額 | | |
| 20 | その他の報酬 | 対象役員及び対象従業員等の数 | | |
| 21 | | その他の報酬の総額 | | |
| 22 | | うち、繰延額 | | |
| 23 | 報酬等の総額（２＋10＋18＋21） | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（以下「報酬告示」という。）において使用する用語の例によるものとする。

a　項番７「固定報酬の総額　うち、その他報酬額」の項、項番15「変動報酬の総額　うち、その他報酬額」の項及び項番21「その他の報酬の総額」の項については、必要に応じて説明を付すること。

b　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二面）

（単位：人、百万円）

ＲＥＭ２：特別報酬等

| | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ボーナス保証 | | 採用時一時金 | | 割増退職金 | |
| | 人数 | 総額 | 人数 | 総額 | 人数 | 総額 |
| 対象役員 | | | | | | |
| 対象従業員等 | | | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、当該事業年度にボーナス保証を割り当てられた対象役員及び対象従業員等の人数及びその総額を記載すること。

b　ハ欄及びニ欄には、当該事業年度に採用した対象役員及び対象従業員等に割り当てられた採用時一時金の対象人数及び総額を記載すること。

c　ホ欄及びヘ欄には、当該事業年度に退職した対象役員及び対象従業員等に割り当てられた割増退職金の対象人数及び総額を記載すること。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第三面）

（単位：百万円）

ＲＥＭ３：繰延報酬等

| | | イ | ロ | ハ |
|---|---|---|---|---|
| | | 繰延報酬等の残高 | イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高 | 当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額 |
| 対象役員 | 現金報酬額 | | | |
| | 株式報酬額又は株式連動型報酬額 | | | |
| | その他の報酬額 | | | |
| 対象従業員等 | 現金報酬額 | | | |
| | 株式報酬額又は株式連動型報酬額 | | | |
| | その他の報酬額 | | | |
| 総額 | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、過年度からの累積額を記載すること。

b　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

**○金融庁農林水産省告示第二号**

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省令第十六号）及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第二号）の規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）等の一部を次のように改正し、平成三十年三月三十一日から適用する。

平成三十年三月十四日

金融庁長官　森　信親

農林水産大臣　齋藤　健